

＊短期入所生活介護（ショートステイ）

ご利用料金

共生型

○ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、滞在費といたします。

【基本的なサービス料金（1日あたり）1割負担の場合】

共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ） ※共生型サービスのみの利用	767円/日	共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ） ※日中活動系サービス併せて利用	235円/日
共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ） ※医療的ケアが必要な障害児・者が利用している場合 （共生型のみ利用）	965円/日	共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ） ※医療的ケアが必要な障害児・者が利用している場合 （日中活動系サービスを併せて利用）	436円/日

※医療的ケアを必要とする（厚生労働大臣が定めるもの：表1に該当する方）利用者を1名以上受け入れる場合、障がいの方全員が福祉型強化の対象となります。  
※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年4月～9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せとなります。

【加算項目】1割負担の場合

表1	レスピレーター管理	経管（経鼻・胃ろうを含む。）
	気管内挿管、気管切開	腸ろう・腸管栄養
	鼻咽頭エアウェイ	持続注入ポンプ使用 （腸ろう・腸管栄養時）
	O <sub>2</sub> 吸入又はspO <sub>2</sub> 90%以下の状態が10%以上	継続する透析 （腹膜灌流を含む）
	6回/日以上の頻回の吸引	定期導尿3回/日以上
	ネブライザー6回/日以上 又は継続使用	人工肛門
	IVH	

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15円/日	
短期利用加算	30円/日	利用開始した日から起算して1年間に通算して30日まで
重度障害児・障害者対応支援加算	30円/日	重度な障がい児・者（区分5・6）若しくは介護保険の要介護認定を受けている利用者全体の50パーセント以上受け入れる場合
医療的ケア対応支援加算	120円/日	医療的ケアを必要とする（表1に該当する方）利用者を1名以上受け入れる場合
栄養士配置加算（Ⅰ）	22円/日	
食事提供体制加算	48円/日	※該当する方のみ
送迎加算（片道）	186円/回	なお、通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合も送迎加算のみで別途交通費はいただきません
緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180円/日	7日まで（やむを得ない事情がある場合は14日まで）



【食費（全額負担分）】

サービスの種類	金額			1日の食費
	朝食	昼食	夕食	
食事の提供①（食事提供加算非該当の方） <sup>1食あたり</sup>	330円	600円（おやつ代含む）	515円	1,445円
食事の提供②（食事提供加算該当の方） <sup>1食あたり</sup>	170円	440円（おやつ代含む）	355円	965円

【滞在費（全額負担分）】

1日	855円	多床室 （2人部屋）
1日	1,171円	従来型個室

【その他（全額負担分）】

理美容代 実費となります（お問い合わせください）  
※日常生活上必要となる物（ティッシュ・歯ブラシ・ハミガキ粉・オムツ・パット等）は販売しておりませんのでご持参願います。

下記の表2に該当する方は、上記サービスの利用者負担額が軽減されます。（市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が0円になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は0円になります。）

表2	◆利用者負担の軽減措置の対象となるのは、次のいずれかに該当する方です。
	①生活保護：生活保護受給世帯に属する利用者
	②低所得1：市町村民税世帯非課税者であって、保護者の収入が年間80万円以下である利用者
	③低所得2：市町村民税世帯非課税者であって、②に該当しない利用者

※表2に該当する方は、食事提供加算該当となり、補足給付がありますので食事の提供に係る費用が軽減されます。